

平成18年度国土交通省PFIセミナー

PFIの昨今の動向

平成18年10月12日

西村ときわ法律事務所
弁護士 前 田 博

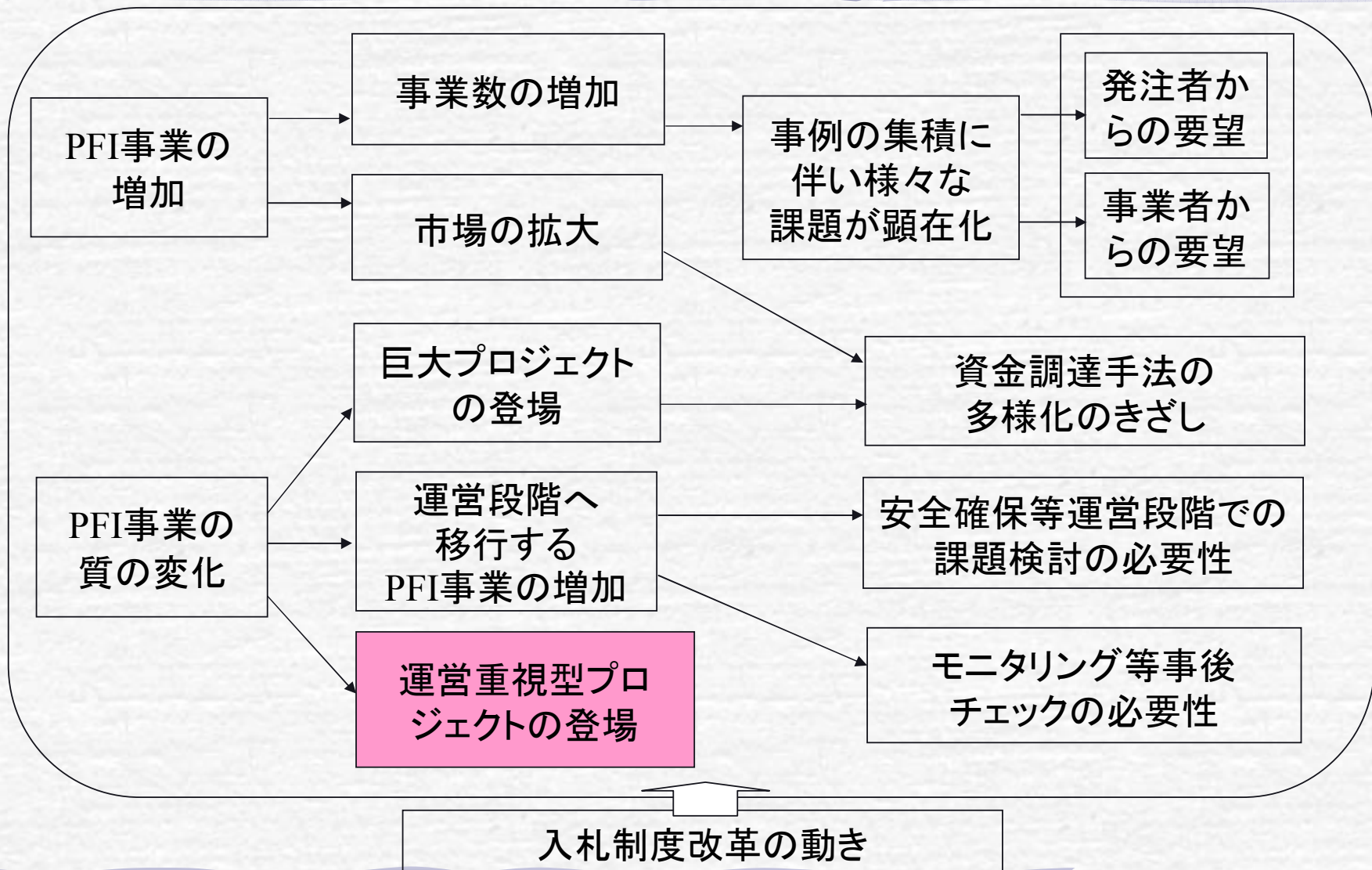
<はじめに>

I. PFIをめぐる最近の動き

平成15年6月23日付で民間資金等活用事業推進委員会から公表された「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項ー」では、施設整備が中心のいわゆる「ハコモノPFI」を中心として解説が加えられていた。

しかし、最近では、病院PFIのように運営の比重が高い案件や、東京国際空港国際線地区旅客ターミナル等整備・運営事業や同エプロン等整備事業のように、独立採算事業や土木PFI等、難易度の高い案件が見られるようになった。(次頁参照)

こうした中で、総合評価一般競争入札手続きによる事業者選定について、再検討が必要とされている。



II. 運営重視型PFI事業における課題

1. 「運営重視型」と「ハコモノ」との相違点

- 履行確実性の担保
- 「新奇性、独創性」と「安定性、履行確実性」
- 「モラル・ハザード」の防止の仕組み

2. 「相応しい契約相手」の選定

- 十分な情報提供
 - 最近の病院PFIにおける手続き上の工夫
 - 「参考情報」の重要性、リスクの開示
- いわゆる「競争的対話」
 - 現実的な解決の方策
- 資格審査の位置付け/「二段階審査」について

3. 「相応しい内容」の契約の締結

- 応募者から提案を求めるもの
 - 「設計図書・仕様」か、「事業計画」か
- 契約協議の必要性
 - 落札者決定後の契約協議の目的
 - 「事業計画」の検討－提案時、契約時、事業開始時
- マネジメント能力/事業者選定での留意事項
 - 仕様・設計図書の変更の可能性
 - 協力企業/参加企業(請負業者・受託業者)の変更の可能性
 - セルフ・モニタリングの重要性

4. 審査の公正さ、透明性の確保

- 「審査基準」、「様式集」及び「要求水準書」の関係
 - 最近のPFI案件における工夫
- 「専門性の重視」の意味/審査委員会の運営方法
- 「採点」方法と配点について

5. その他の課題

- 事業破綻時、事業終了後の事業継続
 - 長期契約における契約解除
 - モニタリングとペナルティー
- 金融機関の役割
 - 融資可能性(バンカビリティー)の検討
 - 直接協定の意味

I. PFI事業の難しさ

公共工事において、請負その他の契約は、原則として一般競争入札の方法により締結するものと規定されている。そして、一般競争入札においては、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を契約の相手方とするもの」と規定されている。（地方自治法第234条1項、3項）

他方、PFIにおいては、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が重要であるとされる。**相応しい相手方**との間で、**相応しい内容の契約**を締結することが必要となる。ところ、「工事請負契約書」と「発注仕様書」とに基づき、価格競争により落札者を決めるという従来の仕様発注の場合とは異なり、一般競争入札によっては、必ずしもこうした目的を達成することができない。そこで、従前とは異なる事業者の選定方法をとることが必要となる。

これらの要請に応ずるために、PFI導入後、下記の趣旨の通知が発せられている。

(1) PFI事業者の選定方法として、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の活用を図ること

(「地方公共団体におけるPFI事業について」(平成12年3月29日付自治画第67号(平成15年9月2日一部改正)自治事務次官通知)参照のこと)

(2) 落札者の決定後協定を締結する段階において、入札前に公表された契約書案、入札説明書等の内容について、協定締結時に変更が一切許容されないものではない

(「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」(平成15年3月31日付総行行第43号、総行地第44号)総務省自治行政局行政課長、総務省自治行政局地域振興課長通知参照のこと)

しかし、実務上、「相応しい相手」を選び、「相応しい内容の契約」を締結することは容易ではない。直面している問題として、例えば、下記のような点がある。

(1) 総合評価一般競争入札

- 「効率的かつ効果的」な公共事業の実施には十分な情報の提供が必要。では、どのように入札手続きを進めればいいのか。
- 設計と仕様について提案を求めることは判った。しかし、事業実施能力を判断するために、何について提案を求めればいいのか。
- 事業への参加者が多数存在するPFIにおいて、モラル・ハザードを防ぐことが必要。では、どうすればいいのか。

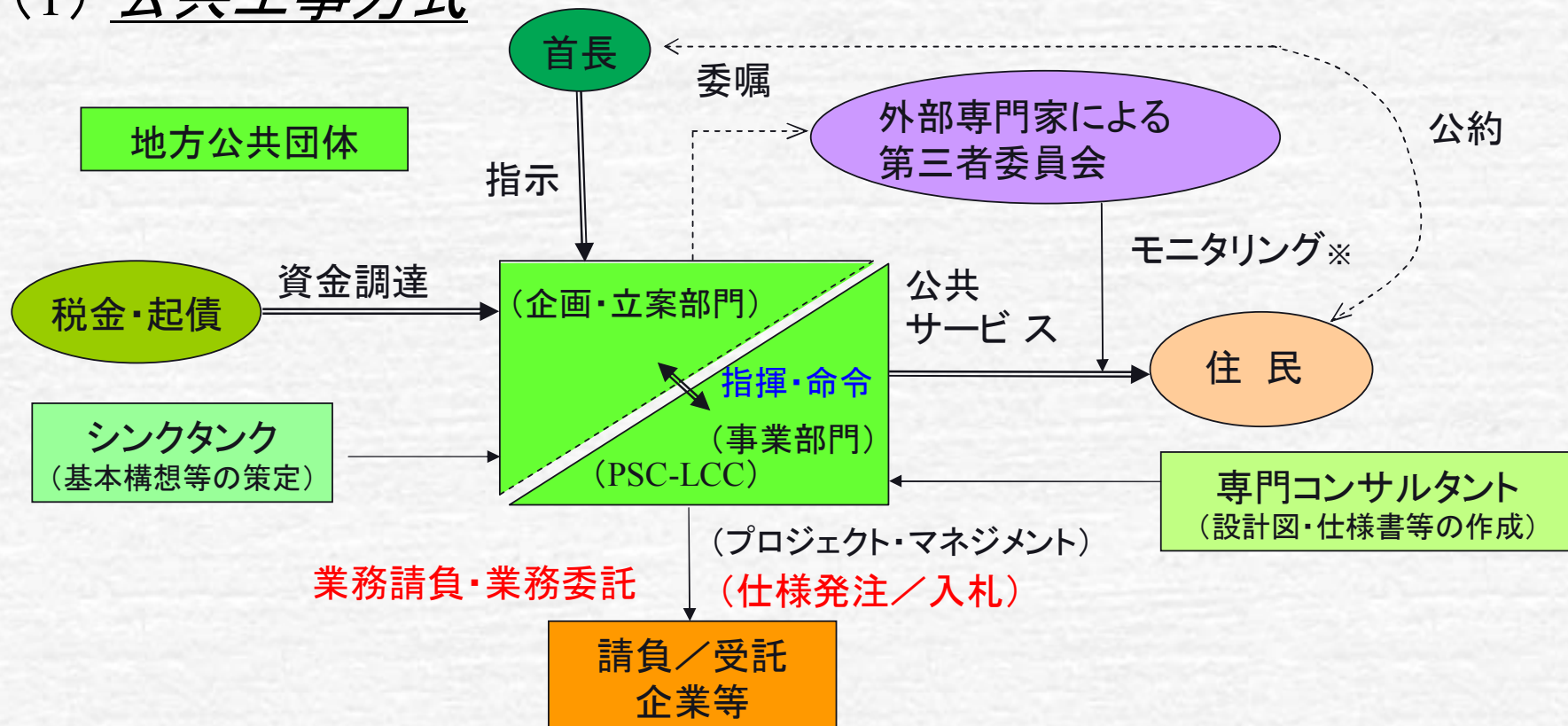
(2) 契約協議

- 落札者と協議する必要があることは判った。しかし、どのような場合に、何について協議することが認められるのだろうか。
- 協議の必要性を減じ、またこれを容易にするために、募集手続きの中で、どのような工夫をすればいいのか。

II. PFI事業の概要

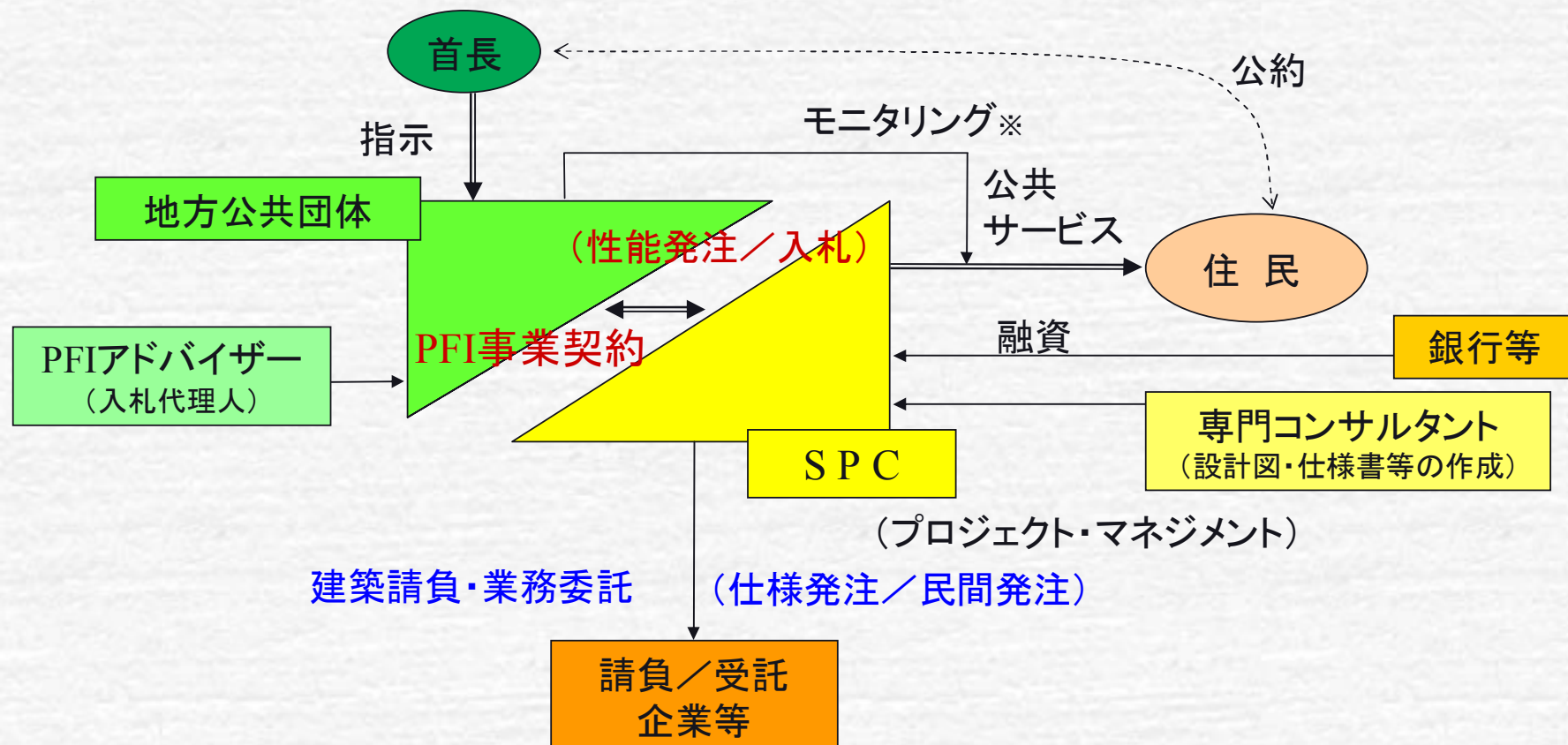
1. 事業構造

(1) 公共工事方式



※ 適切かつ十分な公共サービスが提供されているか否かをチェックする

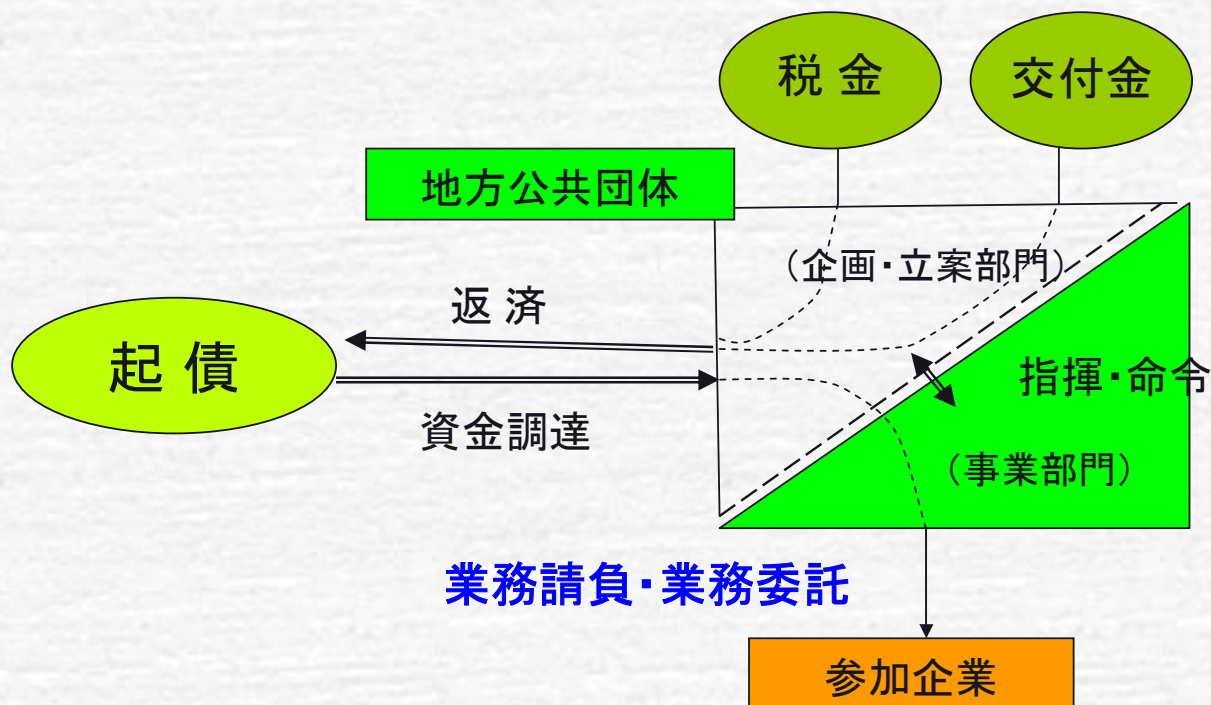
(2) PFI方式



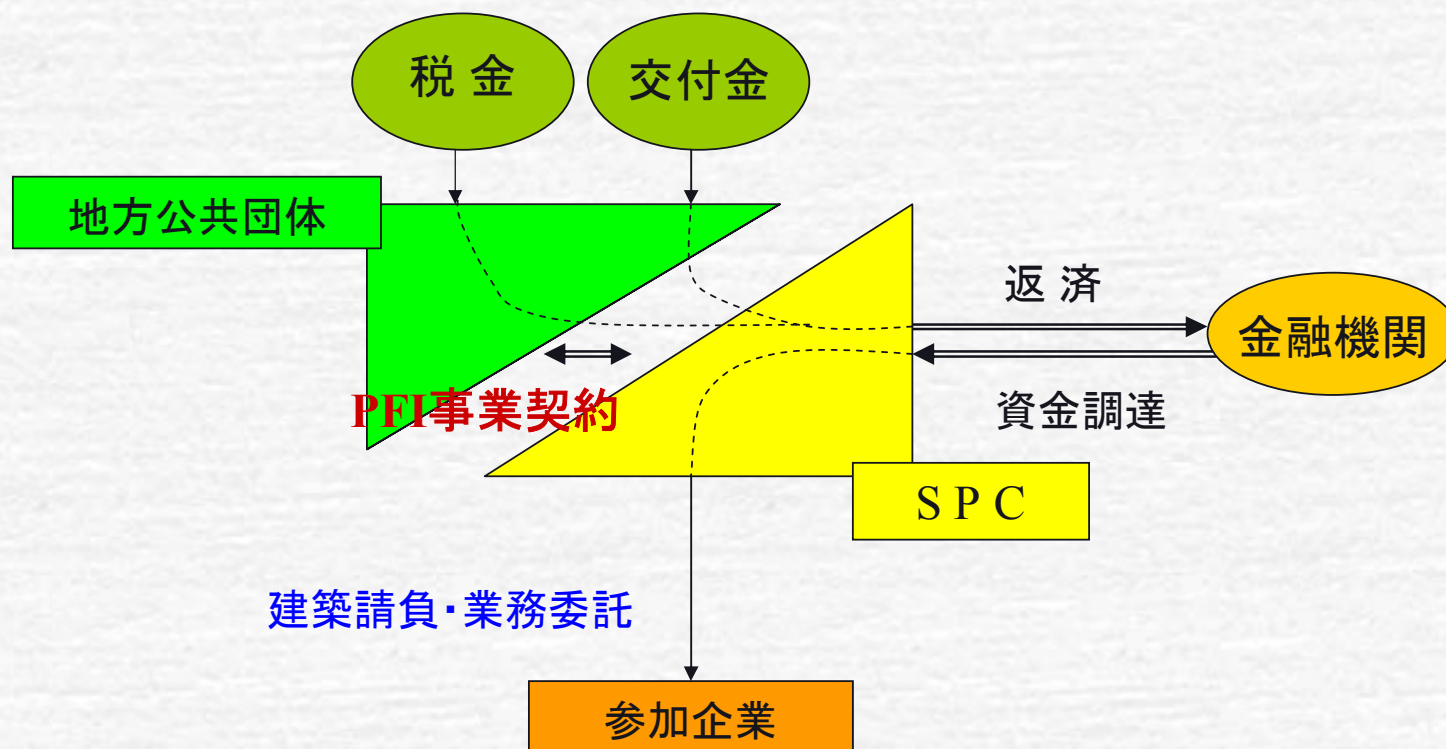
※ 要求水準を満たした市民の満足するサービスが提供されているか否かを
チェックする

2. 資金調達

(1) 公共工事方式



(2) PFI方式



3. 公共工事とPFIにおける役割分担

	(A) <u>PFI方式</u>	(B) <u>公共工事方式</u>
① 市民要望の満足/費用の負担	官	官
② 契約手続き(事業者の選定)		
・事業契約	入札	一
・請負・委託・調達契約	交渉	入札
③ 契約の具体的内容		
・要求水準の作成	官	一
・仕様書の作成	民	官
④ 官側コンサルタントの関与	入札書類の作成補助等	仕様書の作成補助等
⑤ 契約管理/モニタリング		
・事業契約	官	一
・請負・委託・調達契約	民	官
⑥ 資金調達	民	官
⑦ 事業の主体	民	官

4. 民間事業者からの提案の対象

- ① 基本構想・基本計画(要求水準)の策定…………… 地方公共団体
- ② 費用負担 …………… 地方公共団体/SPC
- ③ 設計図書・業務仕様書の作成 …………… SPC
- ④ 請負業者・委託業者の選定 …………… SPC
- ⑤ 物品の調達 …………… SPC
- ⑥ 請負業者・委託業者の監視 …………… SPC
(セルフ・モニタリング)
- ⑦ 資金計画・収支計画 …………… SPC
- ⑧ マネジメント・チーム …………… SPC
- ⑨ モニタリング …………… 地方公共団体

III. 課題解決の方向性

1. 事業契約における留意点

(1) 相応しい相手方の選定(総合評価方式)

- ① 競争環境を整備し、充実した内容の提案を受けることのできる入札手続きのあり方を検討する必要がある。
→ 十分な情報を提供するための手続きの履践
- ② 提案(入札)金額のみならず、提案内容を検討する必要がある。
→ 適切な審査のために必要な適切な提案対象の絞り込み
→ 十分な審査に必要な適切な体制の構築

(2) 相応しい内容の契約の締結(契約協議)

- ③ 取引コスト削減のために、適切な内容の事業契約書が必要である。
→ 前例の蓄積と事業類型ごとの定型化
- ④ 提案書の詳細を確認するために官民間の協議が必要である。
→ 協議対象や範囲、その手続きの明確化
- ⑤ PFI事業継続ために、融資金融機関との協議が必要である。
→ 事業モニタリングと財務モニタリングとの役割分担
→ 協議の目的と対象の明確化

2. 手続きの概要—情報提供の仕組み(病院PFIの例)

〔実施事項〕

実施方針の公表



特定事業の選定



〔手 続〕

(地方公共団体(発注者)が提示するもの)

(応募者に提案を求めるもの)

第●回審査委員会(実施方針等の検討)

【実施方針等の配布】

- (1) 実施方針
- (2) 業務要求水準書(案)
- (3) 基本協定書(案)、事業契約書(案)

⇔ ・説明会
・質問回答手続き

第●回審査委員会(入札説明書等の検討)

入札公告



資格審査申請書類 の提出



資格審査



【入札説明書等の配布】

- (1) 入札説明書
- (2) 業務要求水準書※
- (3) 審査基準(資格審査、提案審査)
- (4) 様式集
- (5) 基本協定書(案)、事業契約書(案)※

(注) ※は事業契約を構成するもの

⇔ ・説明会・現場説明会
・質問回答手続き

第●回審査委員会(資格審査の準備)

第●回審査委員会(資格審査の実施／資格 申請書面確認＋ヒアリング)

【資格審査の実施】

- (1) 「応募者に求められている形式上の要件を満たしていること」の確認(書面確認)
- (2) 「代表企業が本事業において求められている統括マネジメント能力を有していること」の確認(資格申請書類の内容をヒアリングで確認)

【資格申請書類の提出】

- (1) 「応募者に求められている形式上の要件を満たしていること」を確認する各種書類
- (2) 「代表企業が本事業において求められている統括マネジメント能力を有していること」を示す資料

提案書類の提出

第●回審査委員会(提案審査の準備①)

通過

【提案書類の提出】

- (1) 提案書概要版
- (2) 統括マネジメント業務提案書
- (3) 病院施設等施設整備業務提案書
- (4) 病院施設等維持管理業務提案書
- (5) 病院運営業務提案書
- (6) 事業計画提案書

第●回審査委員会(提案審査の準備②)

第●回審査委員会(提案審査の実施／書面
確認＋ヒアリング、審査講評)

【提案審査の実施】

＜確認事項＞(提案書の内容)

- (1) 応募者の形式上の資格確認
- (2) 提案書類の形式上の資格確認
- (3) 仕様書、要求水準書、入札金額内訳の整合性確認

＜点数評価＞(提案書の内容)

- (1) 質の評価(性能評価)
(提案内容をヒアリングで確認)
- (2) 価格の評価

確認できない

失格

提案審査

落札者決定

確認事項について確認が取れ、
かつ、点数評価で1位

基本協定締結

地方公共団体(発注者)は、落札者に対し、提案書類の提出を要請

【提案書類の詳細版の提出】

- (1) 統括マネジメント業務提案書(詳細版)
- (2) 施設整備業務提案書(詳細版)
- (3) 施設等維持管理業務提案書(詳細版)
- (4) 運営業務提案書(詳細版)
- (5) 事業計画提案書(詳細版)

事業契約締結

3. 官民間の情報交換(＝事実上の協議手続き)

(1) 入札広告前の情報提供

- 実施方針(要求水準書案及び契約書案のみならず、基本構想や基本計画を含む。)の公表
- 説明会
- 市場調査(Market Sounding)
- 質問回答

⇒ 民間事業者が必要としている情報や民間事業者側の誤解の有無の確認、その他要望等の収集

(2) 入札公告後提案書提出まで

- 入札資料の公表
- (現場説明会を含む)説明会の実施
- 質問回答

⇒ 民間に不足している情報の提供と、民間側の対象事業や審査についての誤解の解消

4. 二段階審査について

(1) 位置付け

① 予算決算及び会計令第72条、73条

「・・・契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、・・・必要な資格を定め、・・・」

② 地方自治法第234条6項、同施行令第167条の4乃至第167条の5の2

「・・・当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性等の有無等に関する必要な資格を定め、・・・」

③ PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて (平成15年3月31日付通知)

「・・・各民間事業者に、事業についての基本的な考え方や、施設の設計・建設、維持管理・運営について基本的な考え方や、資金調達及びリスク分担についての考え方等を内容として含む事業計画の概要を提案させ、・・・事業者の絞込みを行うことが可能である」

(2) 目的

- 多数の応募者が見込まれる案件について、資格の確認手続きにおいて実質的な審査を行うことにより、当該案件に必要とされる資格(=能力)を有しない者を失格とする。
- 応募者の負担を削減することによって、多数の応募者が参加しやすいようにすることが目的。但し、資格審査においては、一定の数の応募者を選ぶことはできない。
- 資格審査の運用については、何を審査の対象とするか、また提案審査との関係をどうするか等、今後検討すべき点が残されている。

5. 審査手続きの透明性と公正さ確保

(1) 審査の手順

<第一段階>

事務局(専門的知見を有するPFIコンサルタントを含む。)
による検討

<第二段階>

審査委員会による審査(例)

- 専門家委員による検討
- 審査委員全員による協議

<第三段階>

審査委員会による審査結果の報告と講評のとりまとめ

(2) 従来 of 事業者選定への反省

- ① 業務要求水準と審査基準、様式集との関係が整理されていない。
- ② どのような視点で提案内容を審査し、評価しているのか、審査のプロセスが明確でない。
- ③ 審査方法が確立されていないことから、審査の公正さや透明性について、必ずしも民間事業者が満足していない。

⇒ 審査方法の明確化と審査体制の充実が不可欠

(3) 審査方法の再考(例)

① 基本的な考え方

審査を必要とする項目ごとに提案書の提出を求め、適切な評価軸に沿って評価の対象とすべき事項について評価のポイントを決めている。

審査対象	配点 (大)	評価項目	記入を求める 事項		配点 (小)	視点	評価に際して の考え方	採点の基準
a 医療・病院 に対する基 本的な理解 度と本事業 に対する姿 勢	30	[評価項目]	[設問内容]	[様式No.]	10			
		I がん・感染症医療センターが目指す「最先端の機能を有した病院」について適切な認識を有しているか	がん・感染症医療センターが目指す「最先端の機能を有した」病院像についての認識 1 医療面 2 施設面 3 医療機器・装備面 4 運営面	様式I-6-①		1 独創性に富んでいるか 2 将来の成長と変化に対応した内容であるか 3 「都立病院」及び「公立病院」としての視点を有しているか 4 最先端の同種の病院との比較の視点を有しているか	・ 明確かつ具体的に記述されているか ・ 提案内容の実現性が高いか ・ 記述において、全体的な整合性が取れているか	5(10点): 大変優れており、全ての事項が有機的に関連付けられている 4(8点): 優れている 3(6点): 必要なレベルには達している 2(4点): 必要なレベルに達していないところがある 1(0点): 必要な提案がなされていない

② 新方式採用の目的

- 「審査対象及び評価項目」、「記入を求める事項」並びに「視点」の関係を論理的に整理する。
- (イ)提案書に何を書けばよいのか
(ロ)それに対し、どのような視点から、評価されるのかを明確にした。
- 審査のプロセスを明確にし、公正かつ透明な事業者選定を担保する。

③ 提案書作成における留意点

- 「記入を求める事項」に該当する提案内容は、求められた様式に記載する。
- 審査基準に記載しているように、「採点の基準」において、「1:必要な提案がなされていない」が一つでもあると、その提案は失格となる。そのため、提案内容において、記入を求める事項が必ずカバーされているようにする。
- 「評価に際しての考え方」に従い、業務要求水準書を転記しただけと考えられる場合は、高い評価はされない。
- 「新規性」のある提案であっても個々の事項については確実に実施されることが求められており、それらがBPR(業務プロセスの改善)によって効果的になることにより、全体としての有効性や効率性が高まると考えられる場合などには、「新規性」が認められる。
- オーバースペックは評価しない。

(4) 学識経験者の役割

- 普通地方自治体の長は、下記の3点について、学識経験者の意見を聞かなければならないとしている。
 - イ. 総合評価 一般競争入札を行なうことを決めるとき
ー 民間の経験・能力が優っているかどうか
 - ロ. 「落札者決定基準」を決めるとき
ー 相応しい相手方を選定するための適切なルールかどうか
 - ハ. 総合評価 一般競争入札で落札者を決定するとき
ー 「落札者決定基準」に従い、相応しい相手方を落札者として選定しているかどうか
- 地方自治体と審査委員会のどちらが主導権をとって落札者を選定するのか、PFI案件ごとに「審査委員会」の位置付けが必ずしも同じではない。

(5) 総合評価の難しさ

- ① 足し算方式の場合、定性評価(点)と定量評価(点)との適切な割合を決める基準が不明確である。
 - ② 病院PFIのように複合的な事業については、各要素へ適切に配点する合理的な基準がないことから、割り算方式を採用することは極めて困難。
 - ③ 定性評価の手法が確定していない。評価項目を細分化、詳細化すれば客観化を図れるが、評価の差が現れにくくなるので、結果的に金額勝負になるおそれがある。
 - ④ 足し算方式の場合でも定量的評価の方法を示すことから、提案者間の競争が激化し、予想外の結果を生ずることもある。
- ⇒ 「高くてもいい内容の提案」が求められるPFI事業では、上記のような課題を克服するための検討をしている。

5. 落札者決定後の契約協議の必要性

(1) 性能発注の問題

- ① 会計法、地方自治法上、入札手続きの過程で、官民間で提案内容の詳細を協議をすることが許されていない。落札者決定後、提案内容の詳細を確定するために、官民間の契約協議が必要である。
- ② 民間事業者の提案する業務内容に疑義のある場合や仕様が要求水準を満足する水準に達していない場合等提案内容を変更する必要が生じる。
- ③ そもそも公共側が仮定的条件を設定し、それに基づいて提案を求める場合、当然、仕様の見直しがある。

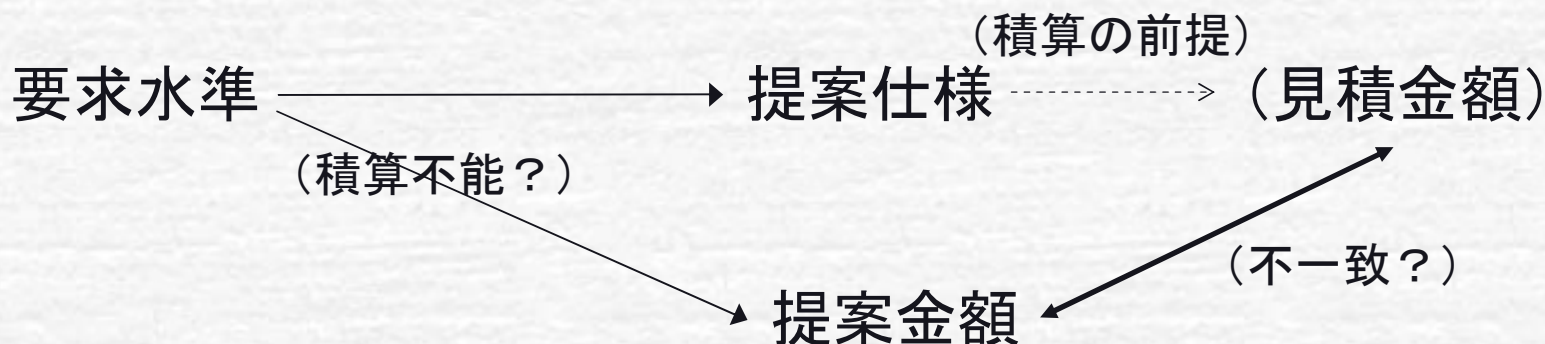
このような協議の結果、提案金額の範囲内で、SPCに対し、業務内容等を変更することが求められる。予想される提案内容の変更に対応することができるように、SPCにおいて、適切な仕組みを構築しておく必要がある。

(2) 契約協議による提案事業計画の変更

要求水準から必ずしも一義的に相応しい仕様が決まらない。
提案内容を巡る官民間の協議により契約事業計画を合意する。その結果、提案事業計画が変更されると、提案金額に影響を与えることがある。

地方自治体の指示

民間事業者の提案



(3) 専門コンサルタントの重要性

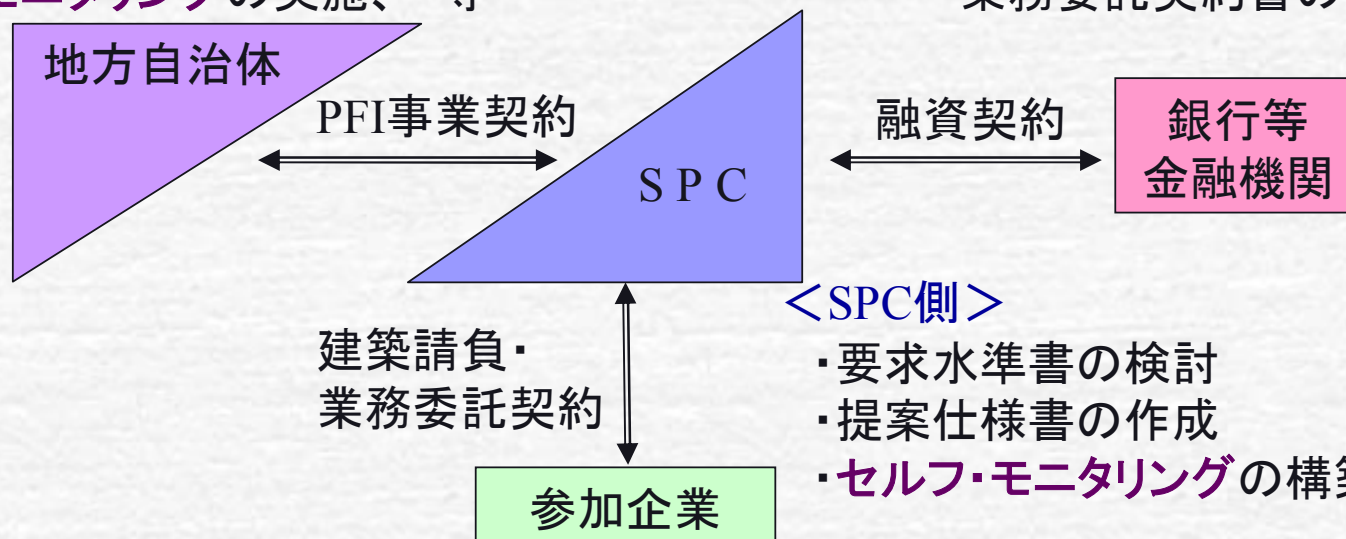
提案事業計画からの変更を避けるには、発注者、SPC、金融機関の間で、要求水準と仕様の関係について、共通の理解を有していることが不可欠である。

<地方自治体側>

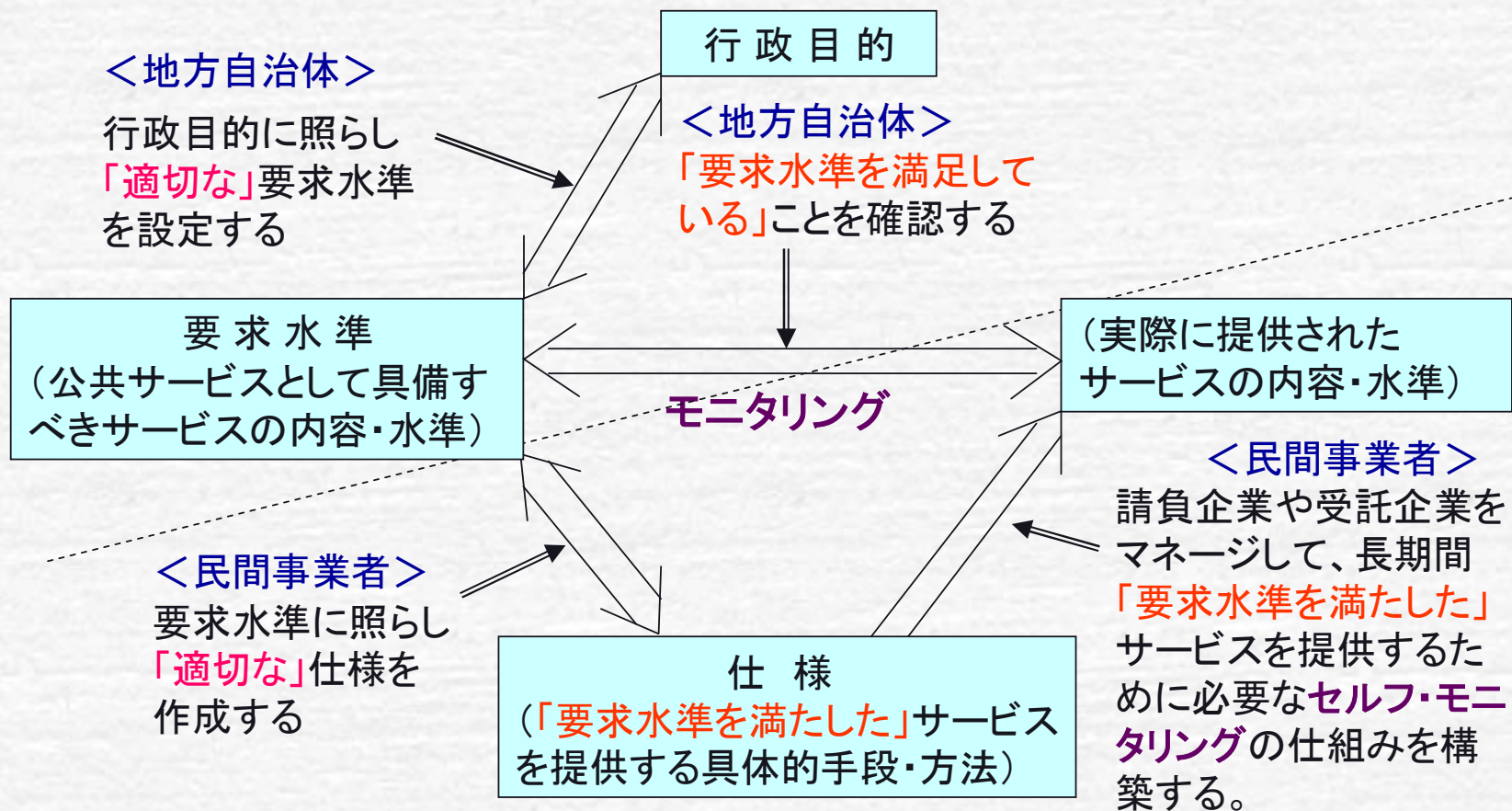
- ・要求水準書の作成
- ・提案仕様書の内容確認
- ・**モニタリング**の実施、等

<金融機関側>

- ・要求水準書の内容確認
- ・提案仕様書の検討
- ・業務委託契約書の検討、等



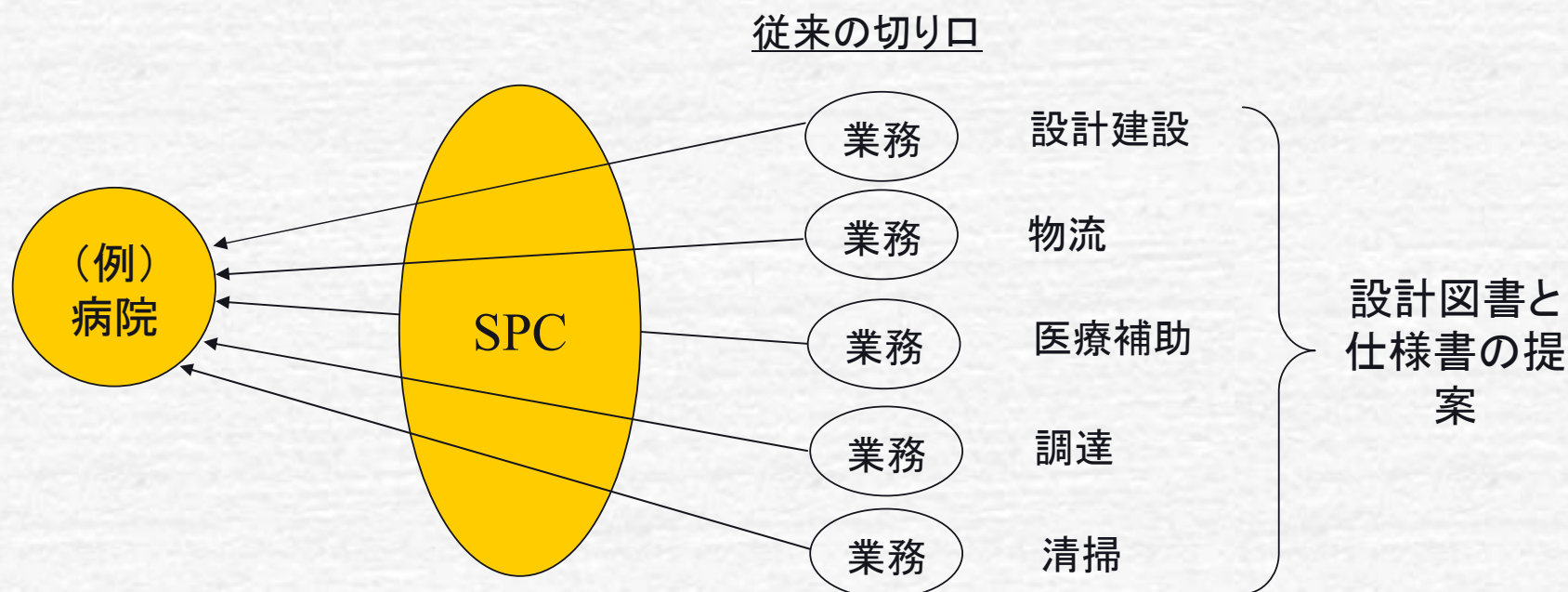
(4) 提案審査やモニタリングにおける専門的知識の必要性



6. SPCに求められるマネジメント能力

- (1) いわゆる「ハコモノ」PFI事業では、SPCにマネジメント能力が要求されることはない。しかし、運営重視型PFI事業では、事業期間中に事業内容の変更や、コストの変動が予想されることから、これに対処することのできる能力(＝経営能力)を具備していることが求められる。

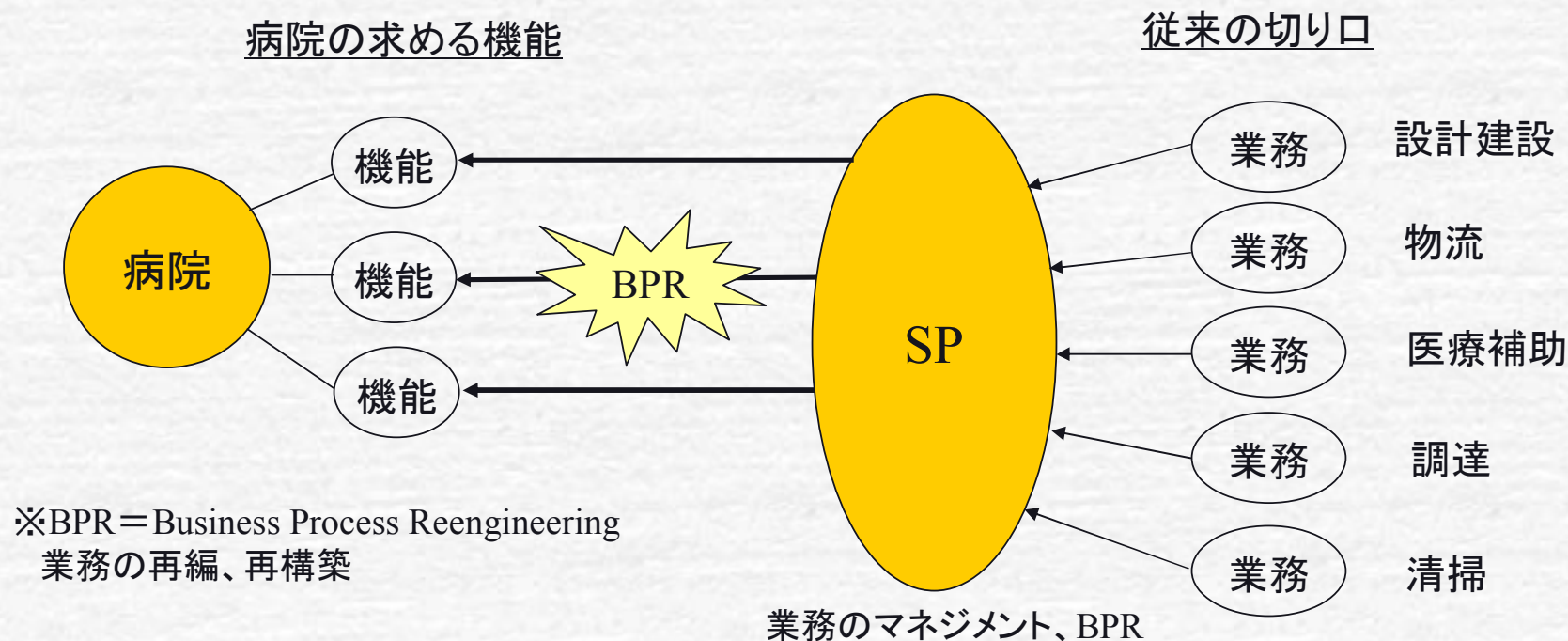
(2) (従来型)「包括委託型」事業モデル



⇒ SPC(及び代表企業)に必要とされるのは、多数の協力企業の調整能力。

※ 出典: 東京都病院経営本部「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業要求水準書第1総論」(平成17年3月)

(3)「運営重視型」事業モデル

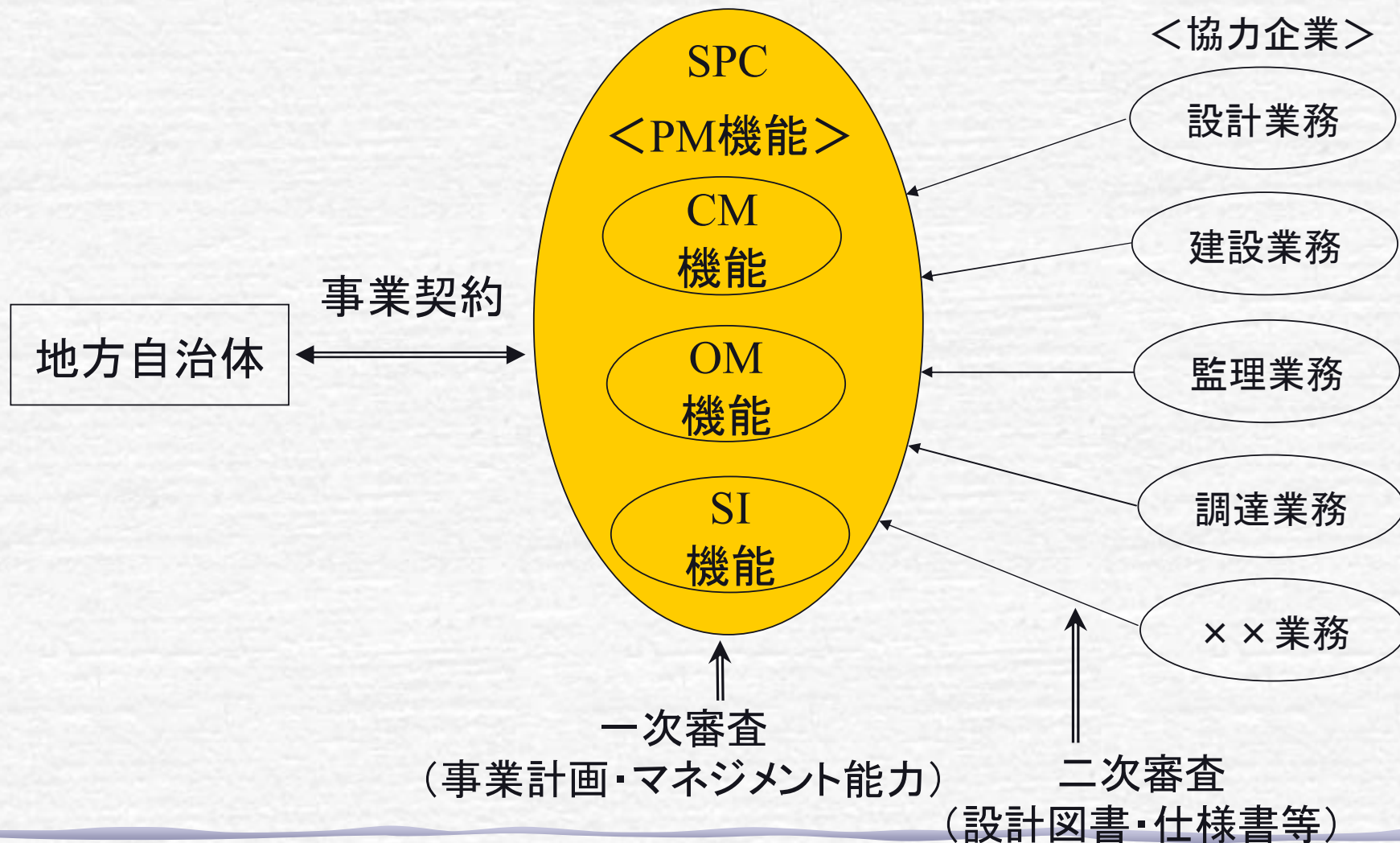


⇒ SPには、経営能力が必要とされている。

※1. SP: サービスプロバイダー

※2. 出典: 東京都病院経営本部「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業要求水準書第1総論」(平成17年3月)

(4) 運営重視型PFI事業におけるSPCの役割



(5) 協力企業が予め決まっていることの必要性

- 出資の有無を問わず、一見すると協力企業が決まっているコンソーシアムの方が事業実施能力が優れるように見える。しかし、総合評価一般競争入札で優先交渉権者が決まった後に、相応しい内容の契約締結に向けて、官民間で交渉をすることがある。この場合、協力企業が「既得権」を主張すると、こうした交渉を行うことができない。
- スポンサー企業の財貨・サービスの調達能力や事業遂行能力を評価する上で、提案時点で協力企業が決まっていることは、必ずしも必須の条件ではない。PFIで求められているのは、企業の信用リスクを市場リスクに転嫁する仕組みが構築されていることだからである。
- ファイナンシャル・アドバイザーには、スポンサー企業がこうした仕組みを構築する上で必要とするアドバイスをすることが求められている。

(6) 長期契約の課題

- 「施設運営型」等の場合、時の経過により、求められる公共サービスが変化し、業務要求水準書に規定された水準等の変更が求められることがある。
- 契約変更が常に契約金額の増額を伴うことにはならない。原則は、官民間で協議し、増額と減額をもたらす仕様、水準の変更により、当初の契約金額を変更せずに継続することが要請される。
- 将来予想される契約変更に対応できるように、契約金額の根拠を明確にしておくことと、受託企業との契約期間や内容等につき、予め留意しておく必要がある。
- 尚、極端な場合は、対象事業の変更や契約の一部または全部の解約が求められることもありうる。事業契約の全期間にわたる「うべかりし利益」を賠償するものではない。

(7) 契約協議への対応能力

- ① 包括受託型コンソーシアムの場合、契約協議等の結果、当初の事業提案書の内容が変更された場合、提案金額の範囲内でPFI事業を遂行することが困難になることがある。
⇒ 事業契約締結前の契約協議に応じようとしなないか、またはペナルティーの額を協力企業への支払い金額以下とすることを求める等の落札者は、提案事業計画中に、事業遂行上必要な予備費を計上していないのではないか。
- ② 対象事業の規模や内容が将来変更されることが予想されている場合がある。こうした例では、設計上それが考慮されているだけでなく、事業計画上もそれが許されるものであることが必要となる。
⇒ 独立採算型の事業のみならず、病院PFI事業の場合には、こうした考慮がなされていることが重要である。

(8) 事業計画の審査の実務上の難しさ

- ① 民間事業者の提案した事業計画の各項目について、その実現可能性を確認することが必要。
- ② 要求水準未達であれば、落札者の費用負担でその改善を求める。しかし、改善要求を受け入れることが可能か否かわからない。
- ③ 提案金額の枠内で、協議を行うことになるので、予め提案内容の裏付けとなる積算根拠の説明を受けることが必要。
- ④ 事業実施可能性に疑問がある場合や、モラル・ハザードのリスクの残る場合の対応策についての検討を十分行うことができない。

(9) 融資金融機関からの有資確約書等の有効性

- 民間から提案を受けた事業計画は、提案書的前提が変更することにより影響を受ける。
- 特に需要リスクのある事業では、予想される収支と現実のそれとが一致することはないという前提で、事業計画が策定されていることは承知している。
- 潜在的融資金融機関からの条件付融資確約よりも、ファイナンシャル・アドバイザーとしての金融機関が資金調達の可能性を十分に検討した上での事業計画の方が信頼性が高いといえるのではないか。

(10) モラル・ハザードの防止策

- PFIでは、スポンサー企業の信用リスクを排除するために、通常SPCを形式的な契約主体とする。しかし、これは、同時に、スポンサー企業のモラル・ハザードのリスクを内在させることを意味する。
- PFIでは、かかるモラル・ハザードのリスクの顕現を予防する仕組みであることが重要である。
- 特に、この点は、SPCの財務面における監視機能を有する金融機関に期待されており、ファイナンシャル・アドバイザーの立場で、出資比率等の点を含め、どのような検討をしているかが重要なポイントとなる。

(11) 融資金融機関との協働関係の構築

- 発注者である国、地方自治体等と融資金融機関との関係は、前者がPFI事業の業務面のモニタリングをし、後者が財務面のモニタリングを担当する。
- 直接協定の規定に基づき、①事業契約に従い、発注者がSPCに行った通知の写しを融資金融機関に送付し、また②融資契約の規定に従い、融資金融機関がSPCに行った通知の写しを発注者に送付することにより、PFI事業が破綻する前に協議を行い、適切な対応策を講ずることが可能となる。
- PFI事業を継続することが必要な場合、発注者は新たに民間事業者を選定し、事前に、新たに設立されたSPCにPFI事業を引き継がせることが可能になる。なお、この場合、PFI事業(営業)に担保権を有する融資金融機関の同意が不可欠である。

<まとめ>

- I. PFIは、公共工事と並ぶ公共事業の実施手法である。
その特徴は、民間の創意工夫を生かし、①資金、②経営能力（協力企業のマネジメント）、及び③技術的能力（仕様の決定）を活用するところにある。
- II. 単純な「ハコモノ」PFIではSPCの経営能力を審査する必要性が乏しかったが、運営重視型PFIでは、これが重視される。というのは、PFIにおいては、その事業環境が変化する中で、長期間にわたり、優れた質のサービスが継続的に提供されることが求められているところ、それを担保するために必要な優れた運営の仕組みが不可欠だからである。

- III. 因みに、多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)や東京国際空港(羽田空港)国際線地区に係る事業にみられる運営重視型PFIでは、落札者との間で基本協定を締結した後、事業契約を締結するまでの間に、協議により落札者の提案した事業計画(業務計画、収支計画)の見直しを行っている。
- IV. 今後、PFI事業が確実に実施されることを確認するには、事業契約締結前にこうした事業計画の再検討が不可欠だと考えられる。